(42)　名称　エルアイエム・アジア・スペシャル・シチュエーションズ・マスター・ファンド・リミテッド
　　住所　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、私書箱4041、メイン・ストリート171
(43)　名称　エルアイエム・アジア・マルチ・ストラテジー・ファンド・インク
　　住所　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、私書箱4041、メイン・ストリート171
(44)　名称　エルアイエム・ジャパン・ファンド
　　住所　英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190
(45)　名称　クエスト・ベンチャー・パートナーズ・エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国　94301　カリフォルニア州、パロアルト、カウパー・ストリート540、スイート201
(46)　名称　ジャスト　パーフェクト　インベストメント　リミテッド
　　住所　パルム　グローブ　ハウス　ピ・オ　ボックス438，ロード　タウン　トルトラ，ブリティッシュ・ヴァージン・アイランズ
(47)　名称　ドイチェバンク・セキュリティーズ・インク
　　住所　アメリカ合衆国　10005　ニューヨーク州ニューヨーク市ウォールストリート　60
(48)　名称　リマーカブル・ビューズ・コンサルタンツ・リミテッド
　　住所　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、マーシービルディング２階、パーセル・エステート私書箱第2416号
(49)　名称　遠藤　結蔵
　　住所　名古屋市東区出来町二丁目８番８号　ザ・シーン徳川園1304号
(50)　名称　佐藤　輝英
　　住所　東京都品川区北品川３―６―48―305
(51)　名称　税所　篤
　　住所　東京都港区赤坂９―７―２―2014
(52)　名称　みずほセキュリティーズアジアリミテッド
　　住所　香港中環干諾道中８号遮打大廈12階
(53)　名称　ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー
　　住所　連合王国　ＥＨ12　１ＨＱ　エジンバラ市ゴガバーン私書箱1000
(54)　名称　アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エスエイ
　　住所　フランス共和国　92932　パリラ・デファンス　セデックス、エスプランド・デュ・ジェネラル・ドゥ・ゴール、100、トゥール・ベーラ・デファンス４、クール・デファンス
(55)　名称　ピー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシー
　　住所　フランス共和国　パリ市75019、マクドナルド・ブールバール160―162
(56)　名称　エイチ・エス・ビー・シー・バンク・ピー・エル・シー
　　住所　英国イー14、５エイチキュー、ロンドン市、カナダ・スクエア８番地

3　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成26年９月１日から平成28年８月31日まで

工場財団

東京都中央区日本橋堀留町二丁目９番６号**塩水港精糖株式会社**の工場財団に大阪府泉佐野市住吉町25番地の１塩水港精糖株式会社大阪工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成26年８月29日　大阪法務局岸和田支局

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年８月29日

横浜中税務署長　土橋　智幸

届出した者　NASREEN AKHTAR
事務所等の名称　NASREEN AKHTAR
事務所等の所在地　神奈川県横浜市中区本牧元町62―51―２
責任者の氏名　NASREEN AKHTAR
証明書の有効期限　平成27年１月21日

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成26年８月29日　経済産業大臣　茂木　敏充

名　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
アルファニューライフ株式会社	埼玉県熊谷市本町一丁目209番地	互第3061号	平成25年11月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成26年８月29日　関東経済産業局長　安藤　久佳

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成26年10月28日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成26年10月28日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
アルファニューライフ株式会社	埼玉県熊谷市本町一丁目209番地	平成25年11月１日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0403

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。